大阪府成年後見制度利用促進研究会　設置要綱

（目的）

第1条　大阪府内の成年後見制度利用促進における広域的な課題である担い手の確保・育成及び府内市町村の地域連携ネットワークづくりの推進等について研究や意見交換を行うため、大阪府成年後見制度利用促進研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　研究会は、会議に必要な最小限の構成員で組織する。

２　構成員は、目的に応じて、適切かつ幅広い人選に努めることとする。

３　構成員の任期は、令和６年３月31日までとし、検討状況に応じて、再任することができる。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第３条　研究会は、大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課長（以下「課長」とする。）が招集し開催する。

２　研究会の進行は、会長を定めて行うことができる。

３　課長が必要と認めるときは、研究会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

（謝礼金等）

第４条　構成員の出席の謝礼金の額は、日額8,300円とし、出席の都度支給する。

２　構成員の費用弁償については、「職員の旅費に関する条例」（昭和四十年大阪府条例第三十七号）に準じて支給する。

３　意見の聴取のため、出席を求めた構成員以外の者の謝礼等については、構成員の例による。

４　研究会の構成員に会議以外の場で行った意見徴収等については、謝礼を支給しない。

（庶務）

第５条　研究会の庶務は、地域福祉推進室地域福祉課において行う。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、課長が定める。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、平成31年３月14日から施行する。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和４年５月６日から施行する。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和５年４月12日から施行する。